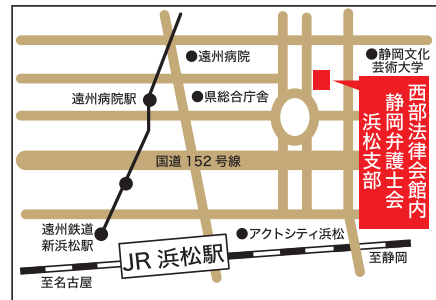


Shizuoka Bar Association

西部

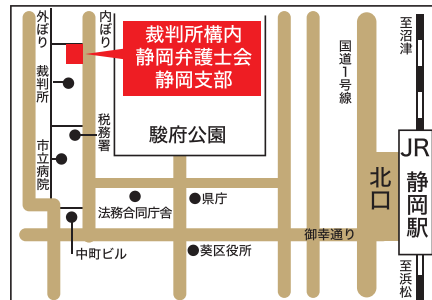


静岡県西部法律会館
浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1

TEL.053(455)3009

中部

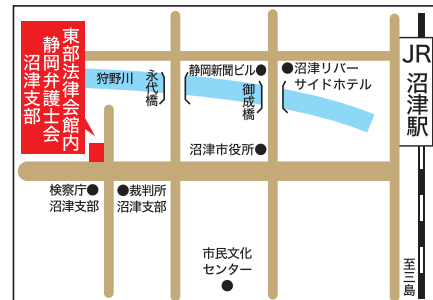


静岡県中部法律会館
静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL.054(252)0008

東部



静岡県東部法律会館
沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6

TEL.055(931)1848

ご相談の流れ

悩み・トラブル

法律相談センターにお問い合わせください。

相談予約

●電話予約の場合

お近くの法律相談センターにお電話ください・予約受付職員が、お名前、連絡先をうかがった後、簡単に相談分類を行い、相談日時を決めます。

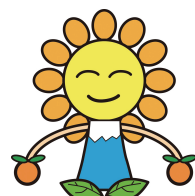
※予約状況により予約がお取りできない場合もございます。

弁護士と相談

参考となる資料がありましたらご持参ください。

相談終了

正式に依頼



静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522

ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>

静岡県弁護士会

検索

静岡県弁護士会通信特別号

各種法律相談のご案内



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association

ご予約は各地の法律相談センターへ

西部 浜松支部 TEL.053(455)3009

中部 静岡支部 TEL.054(252)0008

東部 沼津支部 TEL.055(931)1848



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL054-252-0008 FAX054-252-7522
ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>

2018年4月1日現在

静岡県弁護士会では、皆さまのさまざまなお 悩みに応える法律相談を実施しています。 困ったときはお気軽にご相談ください。

よくある相談例と主な窓口（番号は次 ページの相談番号に対応しています）

離婚に関する相談

離婚の際には、財産分与、慰謝料、親権など色々な事を考えなければなりません。弁護士による専門的なアドバイスを受けることが非常に有益です。一人で不安に思っていたけど安心した！などの声が多く寄せられています。 → 1

遺言・相続に関する相談

遺言の書き方、遺産の分け方、相続放棄などについて、専門家である弁護士がアドバイスいたします。



→ 1

中小企業の相談

債権回収や取引先とのトラブル、労働者とのトラブルなどについて、専門家である弁護士がアドバイスいたします。 → 7

子どもの権利に関する相談

いじめや体罰など学校等での困り事や児童虐待、非行などについて、弁護士が相談に応じます。 → 8



消費者被害相談

訪問販売や悪徳商法などで被害に遭われた方に対し、弁護士がアドバイスいたします。 → 1・3



交通事故に関する相談

加害者側、被害者側いずれの場合でも、過失割合や損害賠償額など、交通事故についてお気軽にご相談ください。ご相談の際には、関係する資料をご持参ください。 → 2

→ 2

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方の、加害者との示談あるいは刑事手続きへの参加などについて、弁護士がお力になります。 → 9

→ 9

外国人の相談

ビザ、国籍、国際結婚、国際離婚、就労、オーバーステイなどについて、弁護士が相談に応じます。 → 10



借金に関する相談

当弁護士会は、借金に関する無料の法律相談を実施しています。個人再生・破産・任意整理・特定調停など各種ある中から最も相談者の方の事案に適した方法を選ぶことができるよう、専門の弁護士が直接相談に応じます。自営業者、企業からの相談も可能です。 → 3

→ 3

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見についてもアドバイスいたします。



→ 4

労働者の相談

解雇、賃金未払い、パワハラ、セクハラなどの労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）や生活保護に関する問題を対象とした相談です。 → 11

→ 11

不動産に関する相談

住宅や土地に関する契約や欠陥、瑕疵などの問題、借地、借家に関することからについて、弁護士がアドバイスします。 → 1・13

→ 1・13

その他の法律相談

その他、様々な法律相談や、お電話で地元の弁護士に相談できる制度（ホームローヤー 【→14】）もございます。詳しくは次ページをご覧ください。また、どの窓口に該当するかわからない場合も、遠慮なく各支部の弁護士にご相談下さい。



静岡県弁護士会で実施している法律相談のご案内

1

相談名	相談内容	予約方法	支部	連絡先	予約電話受付時間 (祝日を除く)		相談場所	相談 時間	相談実施日時 (祝日を除く)	相談料
一般法律相談 平成30年4月から毎月1回、土曜法律相談を実施しています。詳しくは弁護士会にお問い合わせください。	あらゆる法律相談	事前予約制 お電話又はインターネットにて事前に予約をお取りください。	西部(浜松)	053-455-3009	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (インターネットは随時。 静岡県弁護士会のHPをご覧ください。)	西部(浜松)	静岡県西部法律会館	30分	月～金 9:45～12:00 月水金 13:00～17:00	5,000円 (消費税別)
			西部(掛川)	053-455-3009		西部(掛川)	掛川法律相談センター		毎月第3水 13:00～16:30	
			中部	054-252-0008		中部	静岡県法律会館		月～金 10:00～12:00 13:00～16:00	
			東部	055-931-1848		東部	静岡県東部法律会館		月～金 13:00～15:30	

2

交通事故相談 (日弁連交通事故相談センター)	交通事故に関する相談	事前予約制 お電話又はインターネットにて事前に予約をお取りください。	西部	053-455-3009	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (インターネットは随時。 静岡県弁護士会のHPをご覧ください。)	西部(浜松)	静岡県西部法律会館	30分	毎週火・木 13:30～16:00	無料 (5回まで)
			中部	054-252-0008		西部(掛川)	掛川法律相談センター		毎月第1水 13:30～16:00	
			東部(沼津)	055-931-1848		中部	静岡県法律会館		毎週月・水 13:30～16:00 毎週火・木 9:30～12:00	
			東部(三島)	055-983-2651		東部(沼津)	静岡県東部法律会館		月・水・金 13:00～15:30	
			東部(伊東)	0557-52-3002		東部(三島)	三島相談所(三島市役所内)		毎月第2火 13:00～15:30	
			東部(下田)	055-931-1848		東部(伊東)	伊東相談所(伊東市役所内)		毎月第3火 13:00～15:30	
						東部(下田)	下田相談所(下田市役所内)		毎月第4火 13:00～15:30(変更の電話有り)	

3

クレジット・サラ金相談	借金に関する相談	事前予約制 お電話又はインターネットにて事前に予約をお取りください。	西部	053-455-3009	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (インターネットは随時。 静岡県弁護士会のHPをご覧ください。)	西部	静岡県西部法律会館	30分	火・木 10:00～12:00	浜松は初回に限らず無料。30分以内の相談のため追加料金は発生しません。 初回30分無料 (30分以降の相談料は担当弁護士にご相談ください)
			中部	054-252-0008		中部	静岡県法律会館		月・水・金 13:30～17:00	
			東部(沼津)	055-931-1848		東部	弁護士事務所など		月・水 10:00～12:00	
									火・木 13:30～16:00	
									金 10:00～12:00 13:30～16:00	
									担当弁護士とご相談ください。	

4

高齢者・障害者相談	高齢者・障害者に関する相談	事前予約制 お電話にて事前に予約をお取りください。	西部	053-455-3009	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	西部	静岡県西部法律会館	60分	毎週金 13:00～16:00	無料(回数制限は設けていません) 有料での出張相談も可能です。その場合10,000円(消費税別)と交通費実費がかかります。また出張距離が往復2時間を超える場合には、さらに日当10,000円(消費税別)をご負担いただきます。
			中部	054-252-0008		中部	静岡県法律会館		毎週水 13:00～16:00	
			東部(沼津)	055-931-1848		東部	弁護士事務所など		担当弁護士とご相談ください。	

5

高齢者のための電話無料相談	高齢者(おおむね65歳以上の方)に関する電話での相談	お電話をいただいた後、担当弁護士からかけ直し、お電話にてご相談に対応いたします。	西部	053-455-3009	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	西部	電話相談	20分	原則として申込みから48時間以内に実施いたします。	無料(同一案件については年2回まで)
			中部	054-252-0008		中部	電話相談			
			東部	055-931-1848		東部	電話相談			

6

福祉相談担当者 なんでも質問箱	高齢者・障がい者を支援する中で生じる疑問・心配等に関する相談	相談申込用紙を弁護士会にFAXください。	西部	054-252-7522(FAX)	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00	西部	電話相談	20分	原則として申込みから48時間以内に実施いたします。	無料(同一案件については1回のみ)
			中部	054-252-7522(FAX)		中部	電話相談			
			東部	054-252-7522(FAX)		東部	電話相談			

7

ひまわりホットダイヤル	中小企業の事業に関する相談	お電話をいただいた後、担当弁護士からかけ直しますので、面談時間をご予約ください。	西部	0570-001-240	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00	西部	弁護士事務所など	事案に応じて	担当弁護士とご相談ください。	初回30分無料 (30分以降の相談料は担当弁護士にご相談ください)
			中部			中部				
			東部			東部				

8

子どもの権利相談	子どもの権利に関する相談	右の連絡先にお電話いただいた後、事務所へ直接お電話下さい。	西部	053-455-3009	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	西部	弁護士事務所など	事案に応じて	担当弁護士とご相談ください。	初回無料(2回目以降の相談料は担当弁護士とご相談ください)
		お電話をいただいた後、担当弁護士からかけ直し、お電話にてご相談に対応いたします。	中部	054-252-0008		中部				
			東部	055-931-1848		東部				

静岡県弁護士会で実施している法律相談のご案内

9

相談名	相談内容	予約方法	支部	連絡先	予約電話受付時間 (祝日を除く)		相談場所	相談 時間	相談実施日時 (祝日を除く)	相談料
犯罪被害者相談	犯罪被害に関する相談	右の連絡先にお電話いただいた後、事務所へ直接お電話下さい。	西部	053-455-3009	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	西部	弁護士事務所など	事案に 応じて	担当弁護士とご相談ください。	初回無料（2回目以降の相談料は担当弁護士とご相談ください）
		事前予約制 お電話にて事前に予約をお取りください。	中部	054-252-0008		中部	静岡県法律会館		毎週木 10：00～11：30	
			東部	055-931-1848		東部	弁護士事務所など		担当弁護士とご相談ください。	

10

外国人の法律相談	外国人の方の法律相談	右の連絡先にお電話いただいた後、事務所へ直接お電話下さい。	西部	053-455-3009	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	西部	弁護士事務所など	事案に 応じて	担当弁護士とご相談ください。	基本有料ですが、 担当弁護士とご 相談ください
		事前予約制 お電話にて事前に予約をお取りください。	中部	054-252-0008		中部				
			東部	055-931-1848		東部				

11

労働と生活に関する 相談窓口	労働者の法律相談、生活保護に関する相談	右の連絡先にお電話いただいた後、事務所へ直接お電話下さい。	西部	053-455-3009	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	西部	弁護士事務所など	事案に 応じて	担当弁護士とご相談ください。	初回無料（2回目以降の相談料は担当弁護士とご相談ください）
		弁護士をご紹介しますので、事務所に電話をして面談時間をご予約ください。	中部	054-252-0008		中部				
			東部	055-931-1848		東部				

12

民事家事当番弁護士	裁判等の相手方となった方の相談	お電話をいただいた後、担当弁護士からかけ直しますので、面談時間をご予約ください。	西部	053-455-3009	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	西部	弁護士事務所など	30分	担当弁護士とご相談ください。	初回 30分無料 (30分以降の相談料は担当弁護士にご相談ください)
			中部	054-252-0008		中部				
			東部	055-931-1848		東部			月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	

13

住宅専門家相談 (住まいるダイヤル)	「住宅性能評価書」や「住宅瑕疵担保責任保険」つき住まいの建築トラブル、リフォームトラブルでお悩みの方に向けて、弁護士と建築士による専門家相談	事前予約制住まいるダイヤル（公益財団法人 住宅リフォーム・住宅紛争処理支援センター）に相談申請して下さい。	西部	0570-016-100	月～金 10：00～17:00	西部	静岡県西部法律会館又は 弁護士事務所など	原則として1時間	住まいるダイヤルからの相談依頼受付後、担当者より日程調整の御連絡を差し上げます。	ご相談は面談式の無料相談で、弁護士と建築士が応じます。（リフォームに関する相談は初回のみ無料です。）
			中部			中部	静岡県法律会館又は 弁護士事務所など			
			東部			東部	静岡県東部法律会館又は 弁護士事務所など			

14

ホームローヤー	静岡県西部にお住まいの方の電話での法律相談 静岡市(葵区、駿河区、清水区)、藤枝市にお住まいの方の電話での法律相談 静岡県東部にお住まいの方の電話での法律相談	ホームローヤー専用ダイヤルにお電話ください。	西部	053-401-3335	月～金 13：30～15：30（お住まいの地域によって曜日が異なります）	西部	電話相談	15分	月～金 13：30～15：30（お住まいの地域によって曜日が異なります）	無料（1人1年3回まで）
			中部	弁護士会までお問い合わせください	月～金 9：00～18:00	中部		事案に応じて	担当弁護士とご相談ください。	
			東部	055-928-7178	月～金 13：30～15：30（お住まいの地域によって曜日が異なります）	東部		20分	月～金 13：30～15：30（お住まいの地域によって曜日が異なります）	

15

自然災害債務整理 ガイドライン (被災ローン減免制度)	平成27年9月2日以降に災害救助法が適用された自然災害によって、住宅ローンなどの債務の弁済が難しくなった個人の方が、ローンの減免制度(自然災害債務整理ガイドライン)を利用するための支援	弁護士会へお申し込みをお願いします。所定の用紙によりお申込みいただいた後、担当弁護士より連絡させていただきますので、相談日時をご相談ください。	西部	054-252-0008	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	西部	弁護士事務所など	事案に 応じて	担当弁護士とご相談ください。	無料
			中部	054-252-0008		中部				
			東部	054-252-0008		東部				

16

東日本大震災 被災者法律相談	震災当時の住所地が東北又は北関東の方を対象にした生活再建のための法律相談	弁護士会へお申し込みをお願いします。お申込み受付後、担当弁護士より連絡させていただきますので、相談日時をご相談ください。	西部	053-455-3009	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	西部	弁護士事務所など	事案に 応じて	担当弁護士とご相談ください。	無料
			中部	054-252-0008		中部				
			東部	055-931-1848		東部				

17

原発事故被害者 サポートセンター	原発事故被害相談	弁護士会へお申し込みをお願いします。お申込み受付後、担当弁護士より連絡させていただきますので、相談日時をご相談ください。	西部	054-252-0008	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	西部	弁護士事務所など	事案に 応じて	担当弁護士とご相談ください。	初回無料（2回目以降の相談料は担当弁護士とご相談ください）
			中部			中部				
			東部			東部				

18

民事介入暴力対策相談	暴力団に関する相談	弁護士会へお申し込みをお願いします。お申込み受付後、担当弁護士より連絡させていただきますので、相談日時をご相談ください。	西部	054-252-0008 又は 053-455-3009	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	西部	弁護士事務所など	事案に 応じて	担当弁護士とご相談ください。	無料
			中部	054-252-0008		中部				
			東部			東部				